

行政ガイド INDEX

広告

再生資源加工
(非鉄金属・製鋼原料)
産業廃棄物収集運搬積替保管
古物商
各種解体工事
中古機械等買取
重量物搬入出作業(汎用機械等)

有限会社
片山商会
KATAYAMA
村山市大字橋山字金谷原4599-6
☎・FAX (0237) 55-6416

誇りあるものづくりと コトづくりを通して
お客様のベストパートナーになる

JOHNNAN
to accelerate your business



〒995-0005 村山市大字橋山字金谷原1224番地の36
Phone 0237-55-4541
FAX 0237-55-4543
HP <http://www.johnnan.com/ja/>

一般建設業

Inugal

有限会社 **犬飼建設**
代表取締役 原田 荘市

大久保甲622-14
☎0237-48-6131

20 届け出・証明

庁舎案内 ▶ 20 届け出 ▶ 20
印鑑登録 ▶ 21 マイナンバー制度 ▶ 21
各種証明書発行(手数料) ▶ 22

23 税金

税金の種類・納期について ▶ 23
税の仕組み・納税の方法 ▶ 24

25 保険・年金

国民健康保険(国保) ▶ 25
後期高齢者医療制度 ▶ 26 国民年金 ▶ 27

28 福祉・健康

介護保険制度 ▶ 28 要介護認定までの流れ ▶ 29
介護保険サービス ▶ 30 高齢者福祉 ▶ 31
障がい者福祉 ▶ 32 生活保護 ▶ 33
各種検診 ▶ 33 村山市休日診療所 ▶ 34

広告

山形県村上市
心もやま
徳内まつり



東北の元気は
このまつりから!!
8月下旬
盆踊り

一般貨物自動車運送事業
自動車運送取扱事業
産業廃棄物収集・運搬業

有限会社 **まるよし運輸**
村山市中央2-9-6
☎0237-55-3508

油圧・空圧で豊かな未来を築く

楽働躍進

山形螺子工業 株式会社

TEL(0237)55-2525(代)
FAX(0237)55-5824

35 子育て・教育

- 妊娠したら ▶ 35
- 子育て支援アプリ「すくすく村山」が便利です ▶ 35
- 出産したら ▶ 36
- 保育園・認定こども園・小規模保育施設 ▶ 39
- 幼稚園 ▶ 40 児童発達支援事業所 ▶ 40
- 子育て支援センター ▶ 40
- 子育て世代包括支援センター「ぽっぴールーム」 ▶ 41
- その他の支援事業 ▶ 41 放課後児童クラブ ▶ 42
- 学習支援ボランティア ▶ 42 夢応援奨学金 ▶ 42

43 定住対策

- 子育て応援・定住促進事業補助金 ▶ 43
- 住宅のリフォームを支援します ▶ 43
- 木造住宅耐震診断士派遣事業 ▶ 43
- 木造住宅耐震改修工事費補助金 ▶ 43
- 新築住宅の設計費に助成します ▶ 44
- 空き家バンク空き家の利活用・管理などを支援します ▶ 44
- 小型除雪機購入費補助金 ▶ 44

45 生活・環境

- ゴミの出し方 ▶ 45 上水道 ▶ 47 下水道 ▶ 48

49 防災・救急

- 市が発令する避難情報 ▶ 49
- 防災無線等テレホンサービス ▶ 49
- 大規模災害時の避難場所・収容避難所 ▶ 49
- 消防・救急 ▶ 51

52 公共施設一覧

- 市内マップ ▶ 52 文化・スポーツ施設ほか ▶ 54
- 地域市民センター ▶ 54 小中学校 ▶ 54
- 子育て支援センター ▶ 54 放課後児童クラブ ▶ 54
- 保育施設 ▶ 54



広告



株式会社 日興製作所
NIKKO SEISAKUSYO Co.,Ltd.

村山市櫛山1224-30
☎(0237)48-6120
FAX(0237)48-6118
<http://nikko-y.co.jp>

医薬品一般小売・介護用品
ベビー用品・化粧品・雑貨



クスリのおおち

ハチ駆除も
やっております

大地総業
村山市中央2-4-8
☎0237-55-3777

広告



鉄筋探査の専門店
株式会社 CREテクノ
代表取締役 大場啓悦

〒995-0111
山形県村山市大字大久保乙77番地の5
TEL 0237-54-2710
FAX 0237-54-3658
E-mail: cre-tekuno@haturi.co.jp



コンクリート解体・毀
斫工業請負業
株式会社 大場斫工業

村山市大字大久保乙77番地5
☎0237-54-2325(代)
FAX 0237-54-2358
URL: <http://www.haturi.co.jp>
E-mail: oh-koujibu@haturi.co.jp



河島屋

村山市大字河島甲822
TEL. 0237-55-4846
FAX. 0237-53-3431

届け出・証明

庁舎案内

村山市役所

- 所在地 〒995-8666 山形県村山市中央一丁目3番6号
- 電話 0237-55-2111 (代表)
- 開庁時間 月曜日～金曜日:午前8時30分～午後5時15分
(祝日および12月29日～1月3日を除く)
※日曜市役所(諸証明の発行など):午前8時30分～午後0時30分

届け出

市民環境課市民係 ☎内線111

戸籍の届け出

出生届

お持ちいただくもの

生まれた日を含め14日以内

届出人 生まれた子の父または母

届出地 届出人の所在地(住所地)、本籍地、出生地

- 出生証明書
- 届出人(父または母)のはんこ
- 母子健康手帳
- 健康保険証



婚姻届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

届出人 夫・妻になる方

届出地 所在地(住所地)、本籍地

- 婚姻届書
- 戸籍謄本(本籍地が市外の方のみ)
- 夫妻(旧姓)のはんこ
- 届出人の本人確認ができる書類
- マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーの通知カード

離婚届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

届出人 夫・妻

届出地 所在地(住所地)、本籍地

- 離婚届書
- 戸籍謄本(本籍地が市外の方のみ)
- 届出人のはんこ
- 届出人の本人確認ができる書類
- マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーの通知カード

死亡届

お持ちいただくもの

死亡したことを知った日から7日以内

届出人 親族ほか

届出地 届出人の所在地(住所地)、死亡者の本籍地、死亡地

- 死亡診断書または死体検案書
- 届出人のはんこ



住民登録の届け出

転入届

お持ちいただくもの

住み始めた日から14日以内

届出人 本人、同一世帯の方、代理人(委任状が必要)

届出地 市役所

- 転出証明書
- はんこ
- 届出人の本人確認ができる書類
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書
- マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーの通知カード

転出届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

届出人 本人、同一世帯の方、代理人(委任状が必要)

届出地 市役所

- はんこ
- 届出人の本人確認ができる書類
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書

転居届

お持ちいただくもの

転居した日から14日以内

届出人 本人、同一世帯の方、代理人(委任状が必要)

届出地 市役所

- はんこ
- 届出人の本人確認ができる書類
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書
- マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーの通知カード

世帯変更届

お持ちいただくもの

変更した日から14日以内

届出人 本人、同一世帯の方、代理人(委任状が必要)

届出地 市役所

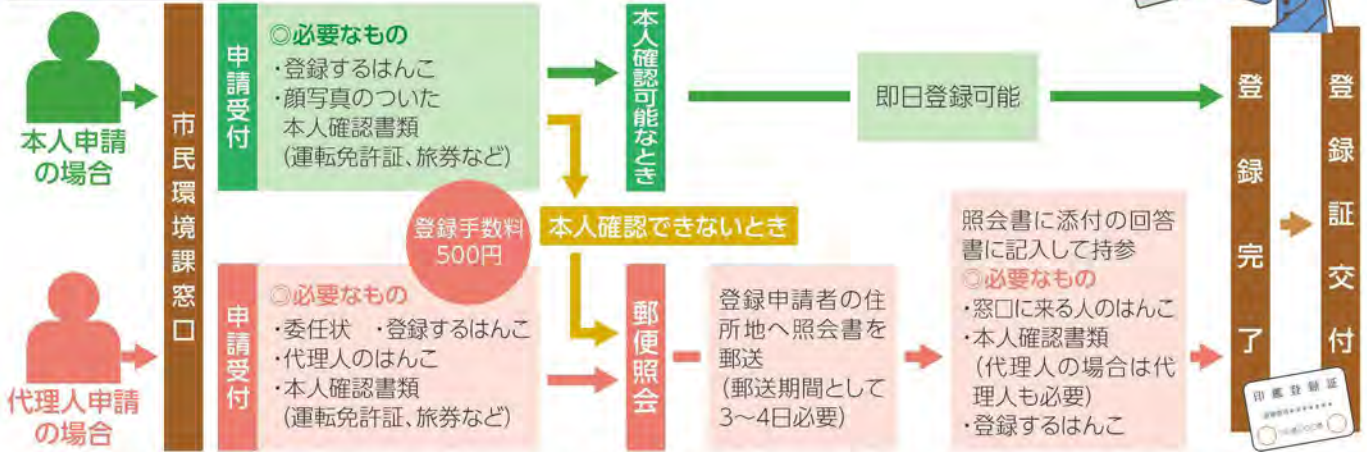
- はんこ
- 届出人の本人確認ができる書類



誰でも登録できるの？

満15歳以上で住民登録をされている人が、一人につき1本だけ登録できます。転出すると失効します。

印鑑登録の流れ



※印鑑登録証明書への交付には「印鑑登録証」が必要です。交付の際には必ず「印鑑登録証」を窓口へお持ちください。

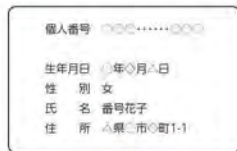
マイナンバー制度

国民一人ひとりに与えられる12桁の番号のことです。一つとして同じ番号はなく、一人ひとりが固有の番号を持つことで、行政の効率化や国民の利便性の向上を図るものです。顔写真がついているカードが個人番号カード（マイナンバーカード）です。

通知カード

氏名・住所・生年月日・性別とマイナンバーが記載されたもので、住民登録されているすべての方に送られます。

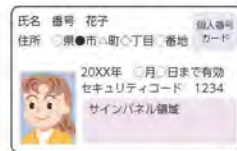
※身分証明書としては利用できません。



イメージ

個人番号カード

顔写真が表示されます。「通知カード」でマイナンバーが通知された後に、J-LISに申請すると交付されます。



イメージ(表)



イメージ(裏)

以下の手続きを行う場合、記載事項の変更等が必要となりますので、マイナンバーカード（個人番号カード）またはマイナンバーの通知カードをご持参ください。

- 転入・転居・転出などの異動
- 戸籍届出の氏名などの変更

広告

困ったら一人で悩まず
村山市担当の **行政相談委員** へどうぞ！

役所の仕事やサービスに御意見・ご要望・困っていることはありませんか？
行政相談委員 は、あなたの身近な相談相手です。

行政相談の日時等、詳細は村山市報を御覧ください。

行政相談委員イメージキャラクター
行政相談のマスコット キクーン

総務省行政相談センター
まぐみみ山形

＜お問い合わせ＞ **相談無料・秘密厳守**
山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎
行政苦情110番 ☎0570-090110

◎ 交付時に必要な書類 - 本人確認書類 -

窓口では、個人情報の保護を徹底するため、交付申請時に本人確認を実施しています。ご理解とご協力をお願いします。

	分類1(写真付)	分類2	分類3
証明書類の名称	<ul style="list-style-type: none"> ●運転免許証 ●旅券(パスポート) ●国または地方公共団体の機関が発行した免許証など ●住基カード(写真付き) ●マイナンバーカード(個人番号カード)など 	<ul style="list-style-type: none"> ●各健康保険被保険者証 ●国民年金手帳 ●年金証書 ●住基カード(写真なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ●学生証 ●法人発行の身分証書 ●分類1以外の国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書
必要な証明書類	上記の内1点で確認	上記の内2点以上で確認	上記の証明書のみでは不可。分類2との組み合わせで確認

◎ 戸籍・住民票写しなどの発行

証明書の種類	手数料	申請に必要なもの・注意事項
住民票	1通 400円	●本人の場合 ・本人確認書類
住民票記載事項証明書	1通 400円	●代理人の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類
戸籍全部・個人事項証明書	1通 450円	※本籍地の市区町村で発行します。 ※窓口に来られる方のはんこをお持ちください。 ●戸籍に記載されている方などによる請求…請求事由不要 ●第三者請求…請求事由必要 ・委任状が必要になります。 ・必要に応じて資料の提供や説明を求めます。
除籍全部・個人事項証明書	1通 750円	
原戸籍謄・抄本	1通 750円	
戸籍記載事項証明書	1通 350円	
戸籍の附票	1通 400円	
身分証明書	1通 400円	

◎ 税関係の証明書の発行

証明書の種類	手数料	申請に必要なもの・注意事項
納税	納税証明書	1件 400円 納められた税額の証明(本人以外の場合は委任状が必要)
	軽自動車税継続検査用	無料 軽自動車税の滞納がないことの証明

◎ 住民税関係

●所得証明書、課税証明書(非課税証明書)…1通400円

◎ 固定資産税関係

●土地建物に関するもの(評価証明・一筆毎証明(名寄帳))

土地に関する証明	400円
建物に関する証明	400円

●納税・資産等に関するもの

納税に関する証明	400円
資産に関する証明	400円



届け出・証明



税金

住みよい環境のもとで生活するために、市税の果たす役割は重要です。

みなさんに納めていただく市税は、福祉、教育、土木など市のさまざまな「行政サービス」の向上を図るための財源として重要な役割を果たしています。

税金の種類・納期について

☎ 税務課住民税係 ☎ 内線121

税金の種類	納税義務者	納期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市民税	市が行政サービスを提供するために必要な費用を、市民の皆様にご負担していただく税金です 1月1日現在、市内に住所を有し、前年中に一定額以上の所得があった人			1期		2期		3期				4期	
		給与からの特別徴収:毎月											
		公的年金からの特別徴収:年金支給月											
固定資産税	固定資産の価格をもとに算定される税額を、その固定資産の所在する市町村が課税する税金です 1月1日現在、市内に土地、家屋または償却資産を所有する人		1期			2期				3期	4期		
軽自動車税	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車に対してかかる税です 4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車(農耕作業用を含む)を所有する人	全期											
国民健康保険税	市町村が、国民健康保険に要する費用に充てることを目的とします 世帯を単位とし、世帯主が納税義務者になります			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		
		公的年金からの特別徴収:年金支給月											
市たばこ税	たばこの消費に対してかかります 製造たばこの売り渡しなどをした卸売販売業者など	毎月											



税金

☎ 国税・県税についてのお問い合わせは

項目	問い合わせ先	
県税について(法人県民税、不動産取得税、自動車税など)	山形県村山総合支庁 北村山税務室	☎47-8621
国税について(所得税、相続税、贈与税など)	村山税務署	☎53-2151

☎ 税に関する証明が必要なとき

各種証明書の請求の際には、必ず窓口に来られる人の本人確認できるものをお持ちください。

▶ 税に関する証明・閲覧・手数料などについても、お気軽にご相談ください。



広告

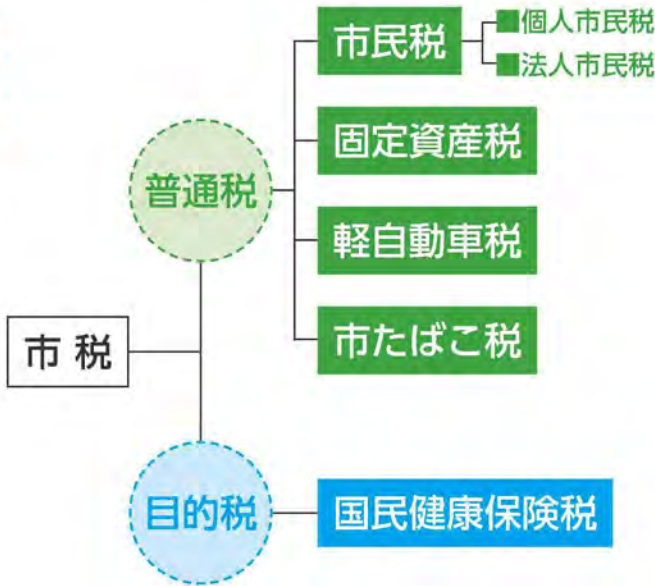
平山康介税理士事務所

◆決算書、各種申告書、届出書等の作成
 ◆月次巡回監査の実施 ◆税務調査の立会い
 ◆相続、譲渡、贈与に関する申告、相談
 ◆事業継承に関する相談
 ◆経営計画、資金繰り計画の相談、指導
 ◆創業・経営革新支援
 ◆OA化支援(財務、販売、給与管理)

平山康介税理士事務所 税理士 平山 康介
 〒995-0033 山形県村山市榑岡新町1丁目7-12
 TEL:0237-53-6557

市税の仕組み

市税は、使い道が限定されていない「普通税」と、使い道が定められている「目的税」に分かれます。



市税は、自主的に納期限内に納めていただくのが原則です。納期限内に納めましょう。

市税を納付できないときは…

災害や病気、失職などで納税が困難なときに、納税の猶予などを受けられる場合があります。詳しくは、税務課へお問い合わせください。
滞納したままですと、財産の差し押さえなどの処分を受ける場合もありますので、注意してください。

納税の方法

市から納付書を郵送します。
以下の方法により、納期限内に納付してください。

- 1 市役所にて納付
- 2 指定金融機関にて
 - 窓口で納付
 - 口座振替で納付
- 3 インターネットによるクレジットカード納付
Yahoo!Japan公金サイトを利用して、クレジットカードで納付することができます。
- 4 コンビニエンスストアにて
※納付書1枚あたり30万円を超えるものはコンビニエンスストアでは納付できません。また、記載された利用可能期限を過ぎた場合も納付できません。

納税は **便利** **確実** **安心** な
「**口座振替**」がおすすめです！



【取扱金融機関等】

山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、北郡信用組合、東北労働金庫、みちのく村山農協、ゆうちょ銀行および郵便局

【申込方法】

金融機関に備えてある「口座振替依頼書」にてお申し込みください。

必要なもの：納税通知書、通帳、取引印(通帳届出印)

【口座振替の開始】

口座振替依頼書をご提出いただいた(毎月20日締切)月の翌月末以降の納期から振替となります。(振替日は納期の末日)

納税をチェックしよう! ¥

忘れやすい税金の例 → ・固定資産税 ・国民健康保険税 ・軽自動車税 ・確定申告 ・贈与税 ・相続税 etc…

支払うべき税金	金額	納期	支払った日
	円	月 日	月 日
	円	月 日	月 日
	円	月 日	月 日
	円	月 日	月 日
	円	月 日	月 日



保険・年金

国民健康保険(国保)とは

会社などの各種健康保険に加入されていない人が不意の病気やけがをしたとき、治療費などの経済的な負担を少しでも軽くするため、日ごろ健康なときから加入者みんなで保険料を出し合い、必要な医療費に充てようという助け合いの制度です。

国民健康保険(国保)

☎ 保健課国保医療係 ☎ 内線133

👉 こんなときは届け出を

国民健康保険に加入するとき、脱退するときは、保健課へ14日以内に届け出をしてください。

	「こんなとき」具体例	必要なもの
国民健康保険に加入するとき	他市区町村から転入したとき	●はんこ ●転出証明書(転入手続きをしてください) ●マイナンバー
	職場の健康保険をやめたとき (退職時・任意継続保険脱退時)	●はんこ ●職場の健康保険をやめた証明書 ●マイナンバー
	子どもが生まれたとき	●はんこ ●母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	●はんこ ●保護廃止決定通知
国民健康保険を脱退するとき	他市区町村へ転出するとき	●はんこ ●国民健康保険被保険者証
	職場の健康保険に加入したとき	●はんこ ●国民健康保険被保険者証 ●加入した健康保険の保険者証 ●マイナンバー
	生活保護を受けるようになったとき	●はんこ ●国民健康保険被保険者証 ●保護開始決定通知書
	死亡したとき	●はんこ ●国民健康保険被保険者証 ●死亡を証明するもの
その他	退職者医療制度に該当したとき	●はんこ ●国民健康保険被保険者証 ●年金証書
	住所、氏名、世帯主が変わったとき	●はんこ ●国民健康保険被保険者証
	世帯を分けたとき、世帯を一緒にしたとき	●はんこ ●国民健康保険被保険者証
	国民健康保険被保険者証を紛失したとき	●はんこ ●本人確認できるもの(運転免許証など)
	就学により別に住所を定めたとき	●はんこ ●国民健康保険被保険者証 ●在学証明書など

👉 国民健康保険税

☎ 税務課住民税係 ☎ 内線121

保険税の決め方

保険税は、世帯主に課税されますが、次の3つを計算して税額が決まります。

平等割

一世帯当たりで計算

均等割

世帯の加入者の人数に応じて計算

所得割

世帯の加入者の所得に応じて計算

⚠️ 保険税を滞納すると

有効期限の短い「短期被保険者証」や、医療費をいったん全額自己負担する「資格証明書」が交付されます。また、国保の給付が差し止められたり、滞納分へ繰り入れられます。



保険・年金

▶ 制度のしくみ

被保険者(山形県内に居住の方)



- 75歳以上の方
75歳の誕生日から加入します。加入手続きは必要ありません。
- 65歳以上75歳未満の一定程度の障がいがある方で、申請により広域連合の障害認定を受けた方
認定を受けた日から加入します。障害認定により、後期高齢者医療制度への加入を希望される場合は、手続きが必要です。また、認定後いつでも将来に向かって撤回することができます。



後期高齢者医療制度の運営は、山形県内のすべての市町村が加入する「山形県後期高齢者医療広域連合」が行います。



保険・年金

被保険者証

- 被保険者証は、原則として郵送でお届けします
- 被保険者証は、1人につき1枚
- 毎年8月1日付けで更新(定期更新)
- 医療機関にかかるときは必ず提示

⚠有効期限内に、一部負担金の割合や住所など記載事項に変更があった場合は、新しい証を交付しますので、変更前の証を市区町村の担当窓口または広域連合に必ず返却してください。

75歳になられる方	障害認定の方	住所異動された方	定期更新
75歳の誕生日の前月中にお届けします。誕生日から使用してください。	認定後速やかにお届けします。後期高齢者医療制度に加入される前に使用されていた被保険者証などの処分については、交付元の市区町村国民健康保険担当課や健保組合などにご確認ください。	住所異動手続きの約1週間後にお届けします。1週間以内に受診予定のある方は、市区町村の担当窓口にお申し出ください。	毎年7月下旬にお届けします。新しい被保険者証は8月1日から使用してください。

保険料の決め方

保険料は個人ごとに計算され、被保険者一人一人に、負担能力(所得)に応じて公平に納めていただきます。

均等割額 + 所得割額 = 年間保険料

被保険者全員が均等に負担 + 被保険者の所得に応じて負担 = 4月から翌年3月までを1年間

年度途中で加入された場合は、加入月分から計算され、年度途中で資格を喪失された場合の喪失月分は計算されません。
※均等割額と所得割額は2年ごとに見直しが行われます。



国民年金とは

国民年金制度は、老後の生活や、思わぬ病気やけがで障がい者となったり、一家の働き手を失ったときなどに、年金により経済的な援助をすることで生活を安定させるための制度です。

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、全員が加入します。

国民年金加入者

第1号被保険者

- 自営業者
- 自由業者
- 農林漁業従事者
- 学生

第1号被保険者の保険料は性別、年齢、所得、地域などに関係なく**全国一律**です!

第2号被保険者

厚生年金や共済組合に加入している人

- 会社員
- 公務員

第3号被保険者

第2号被保険者の被扶養配偶者

- 会社員の妻
- 公務員の妻

第2号、第3号被保険者は、厚生年金保険料や共済組合掛金の一部が国民年金制度に支払われます。



国民年金の給付と種類

基礎年金	老齢基礎年金	国民年金保険料の納付(免除も含む)期間が10年以上ある人が、65歳になったときから受けられる年金です。
	障害基礎年金	国民年金加入中または20歳前に、初診日のある病気やけがで障がい者になった人が受けられる年金です。※受給する要件を満たしている必要があります。
	遺族基礎年金	国民年金加入者や老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある人が死亡したとき、生計を維持されていた子のいる配偶者または子が受けられる年金です。
第1号被保険者に対する 独自給付	付加年金	付加保険料を上乗せして納めた場合は、加算された年金額を受けられます。
	寡婦年金	老齢基礎年金の受給資格期間が10年以上ある夫が、老齢・障害基礎年金を受けないことと死亡したとき、婚姻期間10年以上ある妻に60歳から65歳まで支給されます。
	死亡一時金	保険料を3年以上納めた人が、老齢・障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その家族が遺族基礎年金を受けられないとき支給されます。

国民年金基金

第1号被保険者で国民年金に加入している方には、サラリーマンのような厚生年金基金などの上乗せがありません。そこで、その差を埋めるためにできた公的な年金制度が「国民年金基金」です。国民年金保険料を納めている国民年金の第1号被保険者が加入することができます。

こんなときは届け出を

「こんなとき」具体例		必要なもの	期間	
市民環境課が受付窓口です	加入するとき	● はんこ	20歳の誕生日の前日から14日以内	
	加入しているとき	厚生年金や共済組合加入者の被扶養配偶者でなくなったとき	● 年金手帳 ● はんこ ● 本人確認書類 ● 扶養抹消年月日がわかる書類など	14日以内
		会社など退職したとき	● 年金手帳 ● はんこ ● 本人確認書類 ● 退職日のわかる書類	
		年金を受けようとするとき	● 年金手帳 ● はんこ ● 通帳 ● 本人確認書類	受給対象になったとき
年金を受けていた人が死亡したとき		● 国民年金証書 ● はんこ ● 本人確認書類	14日以内	

■保険料の免除制度があります

経済的理由で保険料の納付が困難な場合は、全額、4分の3、半額、4分の1で免除する制度があります。まずは申請を!

学生納付特例制度	納付猶予制度
学生については、在学中の保険料を後で納めることができます。	50歳未満の人については、保険料の納付を猶予する制度があります。



保険・年金

福祉・健康

介護保険制度

問 福祉課介護保険係 ☎内線145

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要になったとき、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

介護保険に加入する人(被保険者)

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

第1号被保険者
65歳以上の人

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要になったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

年金が年額18万円以上

年金が年額18万円未満など

特別徴収

年金の定期支払いの際、保険料が天引きされます。

普通徴収

送付される納付書にもとづき、保険料を個別に納めます。

第2号被保険者
**40歳以上
65歳未満**の人

第2号被保険者は、老化が原因とされる病気(特定疾病)により介護や支援が必要となったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

加入している医療保険の保険料に上乗せして納めます。

市区町村(保険者)

介護保険制度の運営は、市区町村が行います。

- 制度の運営
- 要介護認定
- 被保険者証の交付
- サービスの確保と整備

地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止
- ケアマネジャーへの支援

主任ケアマネジャー

保健師など

サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。

- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが提供
- 在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスを提供

要介護認定の申請・保険料の納付

被保険者証の交付・要介護認定

サービスの提供

利用料の支払い



介護報酬の支払い

広告

住みなれた環境の中、いつまでも楽しくかけがえのない人生を過ごす。

特別養護老人ホーム・短期入所生活介護事業所
デイサービスセンター・認知症対応型デイサービス
居宅介護支援事業所

養護老人ホーム・デイサービスセンター
居宅介護支援事業所・介護予防交流センター
特定施設事業所・訪問介護事業所

小規模特別養護老人ホーム
小規模多機能型居宅介護事業所



穏やかな生活を提供します

ふもと

村山市大字湯野沢956番地の3
TEL:0237-54-2010 FAX:0237-54-3283



自由で豊かな暮らしをサポート

村山光ホーム

村山市橋岡苗田二丁目19番40号
TEL:0237-53-2520 FAX:0237-53-2539



たくさんの笑顔が溢れる空間

はやまホーム

村山市大字湯野沢1881番地6
TEL:0237-54-2055 FAX:0237-54-2207

《社会福祉法人 村山光厚生会》 〒995-0112 村山市大字湯野沢956番地の3

TEL0237-54-2010 FAX0237-54-3283 <http://murayama-hikari-kouseikai.jp/>



要介護認定までの流れ

問 福祉課介護保険係 内線145

サービスを利用するためには、市区町村に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。

認定の申請



福祉課に認定の申請をしてください。申請は、本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、またはケアマネジャーなどに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
 - 介護保険被保険者証
 - 健康保険被保険者証(第2号被保険者の場合)
- 申請書には主治医の氏名、医療機関名などを記入します。主治医がいない場合は窓口にご相談ください。

調査と審査



訪問調査
認定調査員がご自宅や病院へ訪問し調査します。

主治医の意見書
医師から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。

審査・判断

調査票の基本調査、主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で「要介護度」を判定します。



福祉・健康

認定結果



要介護度は8段階によって区分されます。要介護度により、サービスの種類・利用上限が変わります。

介護予防・生活支援サービス事業
(介護予防・日常生活支援総合事業)

地域包括支援センターに相談

介護予防サービス
(予防給付)

地域包括支援センターに依頼

介護サービス
(介護給付)

居宅介護支援事業所に依頼

広告

シルバー人材センター 会員募集中

こんな仕事をしています
屋内外作業(草刈・草取り・雪囲い)
襖張り替え・剪定・枝切り
賞状筆耕・宛名書き・施設管理
施設清掃・襖障子の張替えなど

働いてみたい方
話だけでも聞いて
みたい方

60歳以上の方なら一緒に働けます

村山市シルバー人材センター
電話 0237-55-3443
ぜひ ご連絡ください。

「むらやま徳内まつり」を応援しています!

株式会社 楯岡交通

観光タクシーで
お好きな時間にお好きな場所へ

小型 タクシー 定員4名	車椅子 タクシー 定員2名	ジャンボ タクシー 定員9名	マイクロ バス 定員28名
--------------------	---------------------	----------------------	---------------------

お祝いご法要各種宴会などの送迎にご利用ください

お気軽にお電話お待ちしております
〒995-0033 村山市楯岡新町一丁目10-3
TEL0237-55-3131 FAX0237-55-5524

☎0120-57-3132

<http://tateko.biz/> 楯岡交通 検索



介護保険サービスには、在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスがあります。
①～⑩は事前にケアマネジャーに相談、⑪～⑯は直接施設に相談となります。

👉 自宅で受ける



① 訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事、排泄の介助や、掃除、洗濯などの日常生活の援助を行います。

② 訪問入浴介護

移動入浴車で家庭を訪問し、介護士と看護師が入浴の介助を行います。

③ 訪問看護

疾患などを抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助をします。

④ 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問しリハビリテーションを行います。

👉 施設に通う



⑤ 通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターなどに通所して、食事・入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などが日帰りで受けられます。

⑥ 通所リハビリテーション(デイケア)

老人保健施設や医療機関などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上の機能訓練などを日帰りでを行います。

👉 短期の入所



⑦ 短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)

福祉施設に短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。日常の「生活介護」と医療上のケアを含む「療養介護」があります。

👉 介護環境を整える



⑧ 福祉用具貸与

日常生活の自立を援助するための福祉用具をレンタルするサービスです。器具により要介護度の設定があります。

⑨ 福祉用具購入

特定介護予防福祉用具を、指定された事業者から購入したときに購入費(上限あり)が支給されます。

⑩ 住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修に改修費用(上限あり)が支給されます。改修前に申請が必要です。

👉 施設サービス



⑪ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

寝たきりや認知症で日常生活に常時介護が必要で、自宅での適切な介護が困難な人が入所します。

⑫ 介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護・介護・機能訓練を行い家庭への復帰を支援します。

⑬ 介護療養型医療施設

長期にわたる療養や介護が必要な人のための医療機関の病床で、医療・療養上の看護などが受けられます。

👉 地域密着型サービス



住み慣れた地域での生活を続けるために地域の特性に応じたサービスが受けられます。サービスの内容や種類は、市区町村によって異なります。

⑭ 小規模多機能型居宅介護

⑮ 地域密着型特定施設入居者生活介護

⑯ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

家族の 対象のサービスをまとめよう

家族が受けている公的支援やサービスを対象者ごとにまとめてみよう。

対象者	
手当	条件 金額等
給付	条件 金額等
支援	条件 サービス等
施設	住所 連絡先

対象者	
手当	条件 金額等
給付	条件 金額等
支援	条件 サービス等
施設	住所 連絡先

🔍 リフト付きタクシー利用券

- 対象 満65歳以上の常時寝たきり状態や車いす利用の方
下肢または体幹障がい、1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方
- 助成額 1枚2,700円
- 交付枚数 月1枚

🔍 緊急通報装置の貸与

- 対象 急病や災害等の緊急事態が発生した場合の連絡手段として、緊急通報装置を安価に貸し付けます。
- 対象 要支援、要介護の認定を受けている65歳以上のみの世帯の方
- 利用料 年間2,000円

🔍 介護用品助成券の支給

- 対象 介護用品を購入する場合に使用できる助成券を支給します。
- 対象 要介護2～5の認定を受けている方
重度身体障がい者(1～2級)・療育手帳A判定
- 対象用品 紙おむつ、尿とりパッド、おしりふき、からだふき、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、使い捨て介護用シート、とろみ剤、口腔ケア用品、介護用消臭剤
- 助成額 住民税非課税世帯は月額8,000円まで
課税世帯は月額4,000円まで

🔍 除雪費の支給

- 対象 自力で除雪できない世帯に除雪費を支給します。
- 支給額 除雪費用の8割(年間上限30,000円)
- 対象 住民税非課税の高齢者のみの世帯等(親族等から除雪の援助を受けられる世帯は除きます)

🔍 火災予防の安全点検

- 対象 消防署や市役所の職員が家庭を訪問し、火災予防の点検を行います。
- 対象 80歳以上の一人暮らし高齢者世帯など



障がいのある人の福祉サービス

障がい福祉サービスは、障害者手帳をお持ちの人が対象のサービスです。手帳の取得については、福祉課へ。

身体障害者手帳

身体の機能障がいの種類や程度により1級から6級までの等級があります。また、移動の困難さに応じて第1種と第2種の区分があります。

療育手帳

知的な障がいがあり、県の機関で一定の基準に該当すると認められた場合に交付されます。障がい程度の区分は㊤、A、㊤、Bがあります。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に交付されます。程度により1級から3級までの等級があります。

こんな時は届け出を！

- 住所、氏名、保護者が変わったとき
- 手帳を紛失、破損したとき
- 障がい程度が変わったとき（再申請により障がい等級が変更することがあります）
- 本人が死亡したとき

各手当

障がいのある人および障がいのある児童を家庭で監護している人に特別児童扶養手当、重度の障がいがあるため日常生活において常時介護が必要な障がい者・障がい児に対して特別障害者手当、障害児福祉手当が支給されます。各手当の支給を受けるためには、申請が必要です。

○ サービス一覧

以下の支給・サービスを受けるには申請が必要です。なお、自己負担は原則1割負担ですが、世帯の課税状況によって負担上限額が決められています。

身 身体障害者手帳 **療** 療育手帳 **精** 精神障害者保健福祉手帳

※各種手帳をお持ちでない人も、サービスを利用できる場合がありますので、ご相談ください。

サービスの種類	内容		お持ちの手帳が対象となるサービス			
補装具費の支給	支給要件に該当する人に対して、補装具（補聴器、義足、義肢、車いすなど）の購入費または修理費の支給を行います。		身	療		
日常生活用具の給付	支給要件に該当する人に対して、日常生活用具（聴覚障がい者用通信装置、電気式たん吸引器、ストマ用装具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費））などの支給を行います。		身			
自立支援医療費（更生医療）の支給	支給要件に該当する人（18歳以上）が、その障がいを軽減し、日常生活能力を回復するために必要な医療費を支給します。		身			
自立支援医療費（精神通院医療）の支給	在宅精神障がい者の医療の確保を容易にするため、通院医療費を支給します。				精	
自立支援給付（障がい福祉サービス）および地域生活支援事業	障がいのある人々が、障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）にかかわらず、必要とするサービスを利用できるよう、障がいの程度や社会活動、介護者や住居などの状況をふまえ、必要な支援を行います。		身	療	精	
	障がい福祉サービス（介護給付・訓練等給付）	日中活動系サービス				療養介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援など
		居住系サービス				施設入所支援・共同生活介護（ケアホーム）・共同生活援助（グループホーム）など
		訪問系サービス				居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護・短期入所（ショートステイ）など
地域生活支援事業	日中一時支援事業・移動支援事業等・指定相談支援事業（障害者生活支援センターで実施）・自動車運転免許の取得費および自動車改造費の助成など					
障がい児通所給付	<p>児童発達支援………小学校入学前の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。</p> <p>放課後等デイサービス…学校（幼稚園、大学除く）に就学中の障がい児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。</p>		身	療		
各種割引制度	身体・精神障害者手帳および療育手帳の交付を受けている人は、バス運賃やNHKの受信料などの割引が受けられます。 ※障がいの種類、程度によっては受けられる制度が異なります。		身	療	精	



障がいのある人への移動支援

福祉課生活福祉係 ☎内線147

併せて交付を受けることはできません。

福祉タクシー利用券

障がいのある方が福祉タクシーを利用する場合に助成します。

- 対象 身体障害者手帳1～4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、または対象疾病に該当する方
- 助成額 1枚で基本料金の9割
- 交付枚数 月2枚

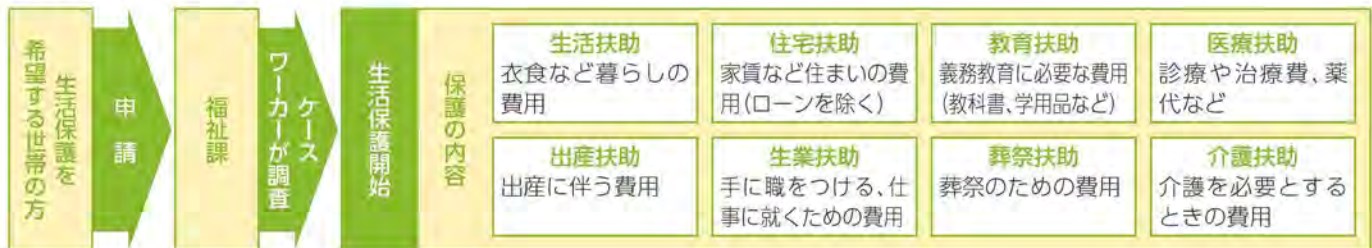
福祉給油券

- 対象 左記の福祉タクシー券対象のうち、市民税非課税で本人名義の車を所有している方
※18歳未満で、視覚障がい、重度知的障がいの場合は、家族名義の車でも可
- 助成額 1枚で500円
- 交付枚数 月1枚

生活保護

福祉課生活福祉係 ☎内線146

病気・失業などのために、日常生活が困難となり、資産・多種援助制度などを活用しても最低限度の生活を維持することができない世帯に、健康で文化的な生活ができるよう援助を行うとともに、その自立を助長することを目的としています。



各種検診

保健課保健係 ☎内線131

村山市で実施している各種検診(成人検診)について

申込み、日程、会場等についてや、検診の種類ごとにオプション検診も用意していますので、その内容など、詳しくは保健課へお問い合わせください。

●各種検診の種類

1.基本的な健診(特定健康診査、健康診査)

40歳以上の方は特定健康診査、後期高齢者健康診査を実施しています。また、30歳から39歳の方も加入している保険に関係なく健康診査を受けることができます。健診方法は市民センターや公民館などの会場に検診バスが来ますので、その会場で健診を受けることができます。また、予約制の健診を羽根田医院で行っています。

基本的な健診に合わせて2.各種がん検診も受けることができます。

年齢	保険の種類	料金	内容
40歳から74歳	国民健康保険 その他の保険	加入保険によって異なる	
75歳以上		無料	

2.各種がん検診(胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診)

基本的な健診に合わせて受けることができます。また、がん検診のみでも受診できます。加入している保険に関係なく受けることができます。

検診名	内容	対象者	料金
胃がん検診	胃部X線撮影	30歳以上	2,000円
大腸がん検診	便潜血検査	30歳以上	800円
肺がん検診	胸部X線撮影	30歳から64歳	600円
		65歳以上	無料



福祉・健康



3.人間ドック

基本的な健診と各種がん検診をセットにした検診です。検診場所は各検診機関になりますので、バスで送迎します。集合場所、時間は日程によって異なります。

●人間ドックの内容と料金

ドック名	内容	加入の保険	料金
男性ドック	特定健康診査、血液一般検査、肝・腎機能検査、肺がん検診、大腸がん検診、胃がん検診	国民健康保険	6,000円
		後期高齢者保険	4,200円
		その他の保険(受診券あり)	4,200円と受診券記載額
		その他の保険	10,168円
女性ドック	特定健康診査、血液一般検査、肝・腎機能検査、肺がん検診、大腸がん検診、胃がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診	国民健康保険	8,600円
		後期高齢者保険	6,800円
		その他の保険(受診券あり)	6,800円と受診券記載額
		その他の保険	12,768円

4.女性向けがん検診

乳がん検診は40歳から、子宮頸がん検診は20歳から受けることができます。

レディース検診の方は検診場所へバスで送迎します。個別検診と集団検診の方は各自検診場所での検診になります。

検診名	検診場所	検診内容	料金
レディース検診	山形検診センター	乳がん検診	1,600円
		子宮頸がん検診	2,000円
個別検診	北村山公立病院	乳がん検診	1,800円
		子宮頸がん検診	2,200円
集団検診	保健センター等	子宮頸がん検診	2,000円

村山市休日診療所

- 診療日 日曜日、祝日、休日
- 診療時間 午前9時～正午、午後1時～4時
- 会場 市保健センター
(北村山視聴覚教育センター北側)
- 問い合わせ ☎55-2972
平日の問い合わせは、保健課健康指導係
☎55-2111 ☎内線136
- 持ち物 保険証、お薬手帳(お持ちの方)

家族の健康ノート

今かかっている病気やこれまでにかかった病気、何のアレルギーを持っているかなど、普段から記録していればざという時にあわてません。『家族の健康ノート』はあなたや家族の病気についてお医者さんに伝えたい内容です。

ふりがな
名前 性別 男性 / 女性
生年月日 年 月 日 生まれ
血液型 型 RH ±
血圧 / mmHg
身長 cm / 体重 kg
持病 なし / あり()
アレルギー なし / あり()
喫煙 吸わない 吸う(1日 本)
飲酒 飲まない 飲む(1日 ml)
かかりつけ医① (科)
かかりつけ医② (科)

ふりがな
名前 性別 男性 / 女性
生年月日 年 月 日 生まれ
血液型 型 RH ±
血圧 / mmHg
身長 cm / 体重 kg
持病 なし / あり()
アレルギー なし / あり()
喫煙 吸わない 吸う(1日 本)
飲酒 飲まない 飲む(1日 ml)
かかりつけ医① (科)
かかりつけ医② (科)